（別紙）

ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3 定義		
グルテンの定義について、元となる植物によるのではなく、化学式によるべきではないか？	1	本JASでは、グルテンについて、「水及び0.5 mol/L 塩化ナトリウム水溶液に不溶であり，大麦，小麦，ライ麦，えん麦，はとむぎ又はそれらの交配品種及び派生品種に含まれるたん白質」と定義しています。 この定義は、国際規格であるCodex（STANDARD FOR FOODS FOR SPECIAL DIETARY USE FOR PERSONS INTOLERANT TO GLUTEN CXS 118-1979）で規定されているグルテンの定義を参考として規定されていることから、海外への訴求効果を高めるため現行のとおりとします。 なお、グルテンは、大麦等に含まれるたん白質の混合物であり、特定の化学式は存在しません。